

第四十三回国会 衆議院 通信委員會議

録 第二十五号

(五二)

昭和三十八年六月六日(木曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事 大高 康君 理事 佐藤洋之助君

理事 中村 寅太郎君 理事 大柴 滋夫君

理事 栗原 俊夫君 理事 森本 靖君

上林 山榮吉君 推熊 三郎君

中山 榮一君 橋本 登三郎君

安宅 常彦君 佐々木 更三君

畑 和君 原 茂君

安平 鹿一君 山本 幸一君

出席 國務大臣

郵政 大臣 小沢 久太郎君

出席 政府委員

郵政 政務次官 保岡 武久君

郵政 事務官 武田 功君

(大臣官房長)

郵政 事務官 淺野 賢澄君

(大臣官房電氣通信監理官)

郵政 技官 岩元 巖君

(大臣官房電氣通信監理官)

委員外の出席者

日本電信電話公 大橋 八郎君

社總裁

日本電信電話公 米沢 滋君

社副總裁

専門 員 水田 誠君

五月三十一日

委員受田新吉君辞任につき、その補

欠として伊藤卯四郎君が議長の指名

で委員に選任された。

六月一日

委員中山榮一君辞任につき、その補

欠として橋橋渡君が議長の指名で委

員に選任された。

同月四日

委員橋橋渡君及び畑和君辞任につ

き、その補欠として中山榮一君及び

松井政吉君が議長の指名で委員に選

任された。

同月六日

委員松井政吉君辞任につき、その補

欠として畑和君が議長の指名で委員

に選任された。

五月三十一日

電話設備の拡充に係る電話交換方式

の自動化の実施に伴い退職する者に

対する特別措置に関する法律案(内

閣提出第一七六号)

六月四日

郵便貯金法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一七二号)

は本委員会に付託された。

本日(の)の会議に付した案件

公衆電氣通信法及び有線電氣通信法

の一部を改正する法律案(内閣提出

第一六五号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一七二号)

○本名委員長 これより会議を開き

ます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

を議題とし、審査に入ります。

郵便貯金法の一部を改正する法
律案

郵便貯金法の一部を改正する
法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第
百四十四号)の一部を次のように改
正する。

第八條第一項中「省令の定める簡
易な手続により、」を「簡易な手続に
よる」に改め、同條第二項中「郵便
貯金の団体取扱においては、」を「前
項の団体取扱においては、省令の定
めるところにより、」に、「通常郵便
貯金」を「郵便貯金」に改める。

第十條第一項ただし書中「法人又
は」を「法人その他の」に改め、同
項各号を次のように改める。

一 國
二 所得税法(昭和二十二年法律
第二十七号)第三條第一項に掲
げる法人

三 労働組合、国家公務員法(昭
和二十二年法律第二十号)第
九十八條第二項の職員の組合そ
の他の団体及び地方公務員法
(昭和二十五年法律第二百六十
一号)第五十二條第三項の職員
団体(これらの組合その他の団
体のうち、前号に該当するもの
を除く。)

四 社会福祉事業法(昭和二十六
年法律第四十五号)第二條に規
定する社会福祉事業を經營する
營利を目的としない団体(前二
号に該当するものを除く。)

第十條第二項を削る。

第十二條(貯金の利率) 郵便貯金
には、政令で定める利率により、
利子をつける。

前項の規定により政令で利率を
定め、又はこれを変更する場合に
は、郵便貯金が簡易で確実な少額
貯蓄の手段としてその経済生活の
安定と福祉の増進のためにあまね
く国民大衆の利用に供される制度
であることに留意し、その利益を
増進し、貯蓄の増強に資するよう
十分な考慮を払うとともに、あわせて
一般の金融機関の預金の利率につ
いても配慮しなければならぬ。

郵政大臣は、第一項の政令の制
定又は改正の立案をしようとする
ときは、郵政審議会に諮問しなけ
ればならぬ。

第十三條第一項本文中「利子」を
「郵便貯金の利子」に改める。

第十六條第一号中「第十條第一項
但書に掲げる法人又は」を「第十條
但書に掲げる法人その他の」に改め、
同條第二号中「通常郵便貯金」を「郵
便貯金」に改め、同條第四号中「通
常郵便貯金、団体取扱の通常貯金」
を「団体取扱の郵便貯金、通常郵便
貯金」に改める。

第二十條第二項中「第十條第一項
但書に掲げる法人又は」を「第十條但
書に掲げる法人その他の」に改める。
第五十二條及び第五十三條第二項
中「割増金附定額郵便貯金」を「割増

金品をつける取扱いをする定額郵便
貯金」に改める。

第五十五條の次に次の一條を加
える。

第五十五條の二(割増金品をつける
取扱い) 定額郵便貯金について
は、割増金品をくじびきによりつ
ける取扱いをする事ができる。
前項の取扱いをする定額郵便貯
金には、そのすえ置期間中利子を
つけない。

第一項の取扱いをする定額郵便
貯金割増金品については、所得税
を課さない。

第五十七條第五項中「第五十五條」
を「第三十七條の規定を適用せず、
第五十五條」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算
して三十日をこえない範囲内にお
いて政令で定める日から施行する。

2 改正前の第十條第一項各号の一
に該当する法人その他の団体のう
ち、改正後の同條各号の一に該当
しなくなつたものであつて、この
法律の施行の際現にその郵便貯金
の總額が改正前の同條第一項本文
の額をこえているものについての
郵便貯金の總額の制限については、
この法律の施行後六月間は、
なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に改正前
の第十二條第一項及び第二項に定
められている郵便貯金の利率は、
改正後の同條第一項の規定による

政令が定められるまでの間は、同項の規定により定められたものとみなす。

4 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第...号)の一部を次のように改正する。
附則第二十二條中「第十條第一項第四号」を「第十條第三号」に改める。

5 地方公務員法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第...号)の一部を次のように改正する。
附則第九條の次に次の二條を加える。

(郵便貯金法の一部改正)

第十條 郵便貯金法(昭和二十二...年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「第五十二條第三項」を「第五十二條第一項」に改める。

理由

金利政策の弾力的な運用に支障をきたさないようにするため、郵便貯金の利率を政令をもつて定めることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○本名委員長 まず、提案理由の説明を聴取することといたします。小沢郵政大臣。

○小沢郵政大臣 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案の提出理由を御説明申し上げます。
この法律案は、郵便貯金の利率を政令で定めるように改めること等をおもな内容とするものであります。

以下、その改正の要点について御説明申し上げます。

第一点は、金利政策の弾力的な運用に支障を来さないようにするとともに、適時適切に一般金融情勢に相応することができるようになるため、現在法律で定められている郵便貯金の利率を政令で定めるように改めようとするものであります。

この政令委任にあたりましては、国民大衆の零細な貯蓄手段である郵便貯金の預金者の利益の保護に遺憾のないようにするため、利率の決定または変更の場合には、預金者の利益を増進し、貯蓄の増強に資するよう十分な考慮を払う旨の原則を法律に明記するとともに、郵政大臣は、利率に関する政令の制定または改正の立案にあつては、郵政審議会に諮問しなければならぬこととしようとするものであります。

第二点は、団体取り扱いをする郵便貯金は、現在法律で通常郵便貯金に限定されているのでありますが、目的貯金等をする団体が増加している現状にかんがみまして、利用の実情に適合させるため、団体取り扱いをする郵便貯金の種類等について省令で定めるように改めまして、利用者の利便をはからうとするものであります。

第三点は、貯金総額の制限規定の適用を受けない法人その他の団体は、現在法律に個別に列挙されているのでありますが、この列挙されたもののほかに各種の公団、事業団等貯金総額の制限規定を適用する必要がないと認められる法人が多数ありますので、これらの法人その他の団体につきましては、個別に列挙しないで包括的に規定するように改めようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○本名委員長 公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。上林山榮吉君。

○上林山委員 私は、公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案について、先日から郵政大臣をはじめ政府当局に質疑を試みておるのでありますが、その答弁があいまいであり、不明確な点が多いので、さらに継続して質疑を試みたいと思います。

まず、私が伺いたいのは、有線放送電話を共同で設置する場合について、最終的な結論を得る気持でお尋ねいたしますが、この有線放送電話の共同設置者といふまいし、これは許可をするのは、単数に許可をしておるか、複数に許可をしておるか、この辺がどうも法案を読んでみても非常に不明確です。私は、法的人格のない者に権利を付与することは、立法者としてはできるだけ慎むべきであるという論を展開して指摘したのでござい

ますが、これもあいまいな答弁であつたので、法制局に来てもらつて、さらに専門的にこれを検討したのでありますけれども、それでもまだ不明確な点が残るわけです。これはきょうは一応たな上げにいたしました。私がいま聞きたいのは、いま申し上げたように、同一市町村内にABCという三つの有線放送があつた場合、これを公社と接

続する場合ですね、その法的人格の問題はさておいて、聞きたい点は、単数に許可をしておるか、あるいは複数に許可をしておるか、この点は明確にしておく必要があるのです。だから、この点をまず答えてもらいたいと思います。

○淺野政府委員 ただいま上林山先生から御質問の点でございしますが、許可の対象はあくまで自然人または法人、こういうふうになっております。それらで共同設置の場合も、当然その意味におきまして自然人または法人でありまして、複数のものに対して許可になる、かように相なつております。したがって、ただいまABCと三つの施設があつた、その場合にどうかというお話になると思いますが、これは一つの新しい業務区域として三人に対して免許をする、かように相なつております。

○上林山委員 そういう答弁が、あなた方が内輪で思想統一をされて、研究の成果がさうであつたということであれば、私も深く追求はいたしません。ただ、先般の速記録を読んでいただければわかるとおり、先般はそういうものには法人人格はございせん、それならば法人人格のないものに権利の付与ができるかという質問から、それは新しい制度としてできるんだ、こういう言い方があつたから、私は念のために、いま角度を変えた方向から質問をしていくわけですが、前のあなたの方の答弁は否足らずであつた、あるいはもつと積極的に言えば間違つておつた、いずれでもいいのであります。否足らずであつたというふうな考えをいま持つておられるかどうか、それを持つておられないならば持つておるうちに、持つていないならばいまの答弁と矛盾する

のであります。その矛盾をどういうふうに通算されるか。私は、答弁はいずれでもけっこうですが、ひとつお答え願つておきたいと思う。

○淺野政府委員 私の先回におきましては、御質問に対する答弁が、十分に意を尽くしていないようにとられるというふうな御発言でございしますが、私といたしましては、いま申し上げましたと同じ意図を申し上げておつたつもりであります。ただ、説明に不十分な点があつた、否足らずであつたとおっしゃいました。そこで、その点は申し上げたい。また同じようなことを申し上げておつたつもりでございします。法人人格はあります。法人が、連合したものにあるのかどうかというふうには私は誤解をしてとつておつたと思ひます。人格は単独のA、B、CならA、B、Cにそれぞれあるのであります。こういうつもりで申し上げておりましたのでありますが、その点につきまして説明が不十分であつたといふ場合、これは私の説明は不十分でありました。こういう点はおわびしておきます。

○上林山委員 大臣、いま事務当局の説明したとおりです。大臣も事務当局から間違つたことを教えられて答弁になつておりますから、速記録をこらんの上適當な御説明なりお答えが、いまでなくともけっこうでございします。ところが、やはり速記録は訂正されておいたほうがいいと思ふ意味で申し上げておきますが、そういうふうな答弁が間違つておるのです。だから、ああいうふうな問題が展開していったのです。共同の設置者に対しては法人人格があるのかと言つたらない、こういうふう

答えた。法人格のないものにそれなら権利の保有ができるのかと聞いたら、それはできませんと言っておきながら、だんだん変なことを答弁してきたのがこの前の答弁なんです。こういう点は、やはり立法するとき、提案者もあるいはわれわれ立法府の者も慎重を期していくことが大事だと私は思うから申し上げているだけで、他意はないのです。立法者の責任というものは非常に大事だと思うから申し上げておるわけです。そこで、この問題は、まだ私はほんとうは満足していないのですけれども、この辺でおきます。

問題の第二は、この前も御質問申し上げて答弁が半ば保留になっておるわけですが、それは公社線と有放とが接続したという、その事実によって接続しておる状態については、いわゆる財産権を抜きにした意味における管理権というのがあるのじゃないか。なぜかという、予算の範囲内において、有放から接続の申し込みがあった場合は全部これを承認しなければならぬ、こういう規定があるのです。これは私は単なる訓示規定というよりも半ば義務規定だ、こういうふうに考えておるわけなんです、もちろん免責事項があとに二、三加えてございます。加えてありますけれども、そういうふうな義務を半ば課しているのだ、そうすることにすれば、有放の方でも、あるいは公社を使っておる方々も、いろいろな故障がある場合は、これは電電公社の修理その他が悪いのだ、こういうふうに言われるのです。だから、半ば管理権というようなもの——そういうことは適当でないならば他のことばでもいいのでござい

すが、そこに責任体制というものがあらずだから、つないだと同時にあるはずだ、あるいは双方を使っている間にそれがあつた、こういうふうな私は質問しているのです。繰り返して申し上げておきますが、これに対してその後相当期間において研究されたようでございますが、その研究の結果はどういうふうにお答えになるか、これを確かめておきたいと思ひます。

○淺野政府委員 ただいまの先生の御意見でございますが、予算の範囲内で承諾しなければならぬ、こういった意味から、公社の予算の範囲内においてその申し込みの全部を承諾しなければならぬ、こういった線がありますから、いろいろな問題が出てまいりました。話のような問題が出てまいりました。そして管理権というのか、そういう責任が生じてくるのだ、こういうふうな御意見のように承ったわけであり、これは、予算の範囲内で承諾しますというところは——事実を申し述べさせていただきます。一応申し述べさせていただきます。と、予算の範囲内で承諾いたしますというところは、現在の加入電話にも同様なことがございまして、申し込みの締結を受けましたときに全部を承諾しなければならぬ、これでありまして確かに先生御心配いただきましたように、これはいろいろな点がありまして、とてもできたものじゃないと思ひます。したがって、そういう点に一つのワケをつくってまいりまして、予算の範囲内においてこれを解決していく、こういうふうな体制に相なっております。これは現在の加入電話等も全く同じであります。毎年需要を捕捉

いたしまして予算を組みました場合、これを各通信局に配分いたしました、一定のワケのもとに逐次やっていく、こういう体制に相なっております。ただ、その場合でも、先生の御心配のように、管理権といったようなものでもないとまずいじゃないか、こういう心配もございします。この場合であります、何と申しましても現在二千六百の有線放送施設がございまして、そのうちの大部分のものが公社線に対する接続を要望しておるわけでありまして、同時に、公社におきましても、すみやかにこういった設備の要望に応じてまいり、また応ずべきである、また、国としてみましました場合に、公衆通信系の一体化を整備していくといった方針に沿ひましても、いま直ちに農村にまで電話がつけれない現在、何らかの形で地方の要望の何分の一かにも応じていく必要がある、こういった点で一応今回の提案になったわけでありまして、何分にも二千六百という施設、これも種々雑多であります。こういった場合に、おっしゃいますような心配点の問題は、何と申しましても、これはいなかの町でありまして、電話としてはまことに不完全な——放送を主体としておりますし、それから二百万という大きな数であります、いろいろな立場がありまして、そういう面から見ても、いりましました場合に、それぞれの立場も尊重しなければならぬ、公社の立場も大事にしなければならぬ、こういったところの折衷点として、交換台を境にしてお互いが助け合っていく、こういったのがこの趣旨であると思ひますと、そこには管理権とかそ

ういった点においては、法律用語として見てまいりました場合、どうしてもまずいことになりまして、ただ、何と申しましても、たゞさんの施設というものは、公社の公衆通信系にすがつていかなければならぬ、また公社のほうはめんどうを見ていかなければならぬ、こういった点がございしますから、そこには交換手の……（「簡単でいいよ」質問の要旨に答えておらぬ）と云ふ者あり）交換手に対して必要な助言指導を行なう、それから技術基準に適合していきけるように保存していかなければならない、それから公社が定める準則に従つていかなければならない、それから、検査をやる、それから解除、こういった面につきまして、御指示いただきましたような点に應ずるよう、いろいろな事項を置きまして万全を期してまいりたい、かように考えております。

○上林山委員 いまの答弁は、こちらからも御注意があつたように、私の質問の要点に触れない、いわゆるあなた方の、いろいろな方面からの陳情その他を考慮に入れた実情の話を展開されたようなことなんであつて、私が言っている点はそうじゃないのです。もしいま私がかりに一步下がつてあなたの説を肯定するとしたならば、この五十四条の三、このあたりのほうに「公社の予算の範囲内において、その申込みの全部を承諾しなければならぬ。半ば義務づけたような書き方をしないで、むしろ軽い訓示規定のような書き方をしたほうがいいのではないか、どういう書き方かといえば、公社の予算の範囲内において、その申し込みの全部を承諾してもいい、公社の経営権なりあ

るいは立法理由なりをはつきりさせるためには、主権制をどこに置くかというところを考えなければならぬ。なるほどまづらこともあり、あとにいろいろな具体的にこういう場合はしなくてもいいよという規定はあります。ありますけれども、本筋は半ば義務規定のようなものになるのです。だから、あなたの言うような意味であるならば、これは申し込みの全部を承諾してもいい、こういうふうなやり方である、これは正しい法文のつくり方である、こういうふうに思うのですが、この点はどうお考えになっておるか、ことにこれを電電公社の総裁はどう考えておるか。いわゆる単なる申し込みの規定ではなくて、予算の範囲内においてとかその他いろいろあとに法文に出てくるように、こういう場合は断つてもいい、ということを書いてあるけれども、その流れておる法文の思想は、少なくとも半ば義務的な気持ちに受け取れませんか、あるいはこれによつていままでの経営と違つて相当窮屈になるような感じを受けませんか。私の言うように、いわゆる公社の予算の範囲内において、その申し込みの全部を承諾してもいいという主権性というものは、やはり経営者としては考えておく必要があるんだと思ひます。これはニュアンスの相違いの上のものもあるとは考えられておるのですけれども、そういう点についてどういふふうにお考えになっておるか、まず郵政省から答えてください。

○淺野政府委員 ただいま先生の御意見、まことにございまして、御意見が、この法案をまとめております過程におきまして、公社、私ども省側、何

回も相談をいたしました間におきまして、とにかくこの機会にやりましよう、こういうことからこういうふうになつた次第でございまして、同時に、ただいま先生の御指摘のように、この三項以降におきまして「申込みを承諾しないことができる」という点に面におきまして、一応そういう点はできる限り御趣旨の点を生かして、こういった点でまとめた次第でございませう。

○大橋説明員 上林山先生の御質問の御趣旨に当たるかどうか存じませんが、法律上の解釈といたしましては、私どもの義務づけられておることは、大体の私どもの考えといたしまして、有放の交換台までの連絡線によつて有放に公社加入者との話がでるようになる義務を尽くす、こういうたてまえで私どもは考えておる。しかしながら、その義務を尽くすにあたりましては、できるだけ円滑に、支障のないようにしなければならぬ、これが前提でありますから、したがって、有放内の交換の設備その他についての技術的な基準というものをきめまして、それに適合したものでなければ承諾はしない、また、保守についても一定の基準を設けて、適当な保守をやつていきたいという基準を設けます。それから交換等につきましても、少し出過ぎたことになるかもしれませんが、指導する、また、訓練等についても助力をするということで、事実上においては、私どもは適当に話のできるように相当お世話もし、またいろいろの設備をやるわけでありませう。しかしながら、法律的に考えますと、交換台までの設備、つなぐという義務を負つておる、こういう形になっておるわけ

でございます。

○上林山委員 どうも、郵政省の答弁も、公社の總裁の答弁も、事実問題に重点を置き過ぎて、法律をつくるんだという、あるいはこの法律をみなが簡単にわかりやすく活用するのだという点が非常に欠けているように思われるわけですね。

そこで、これは郵政省に伺います。いま言ったような、一定の基準に達しないものを、基準を引き上げる、そうして、公社線については、保守の場合も公社がやる、あるいは改善の場合も公社がやる、これは有放につなぐ意味においてやらなければならぬ場合があるわけですね。そうしたような場合に、さらに予算の範囲内においてやる、こういうことは仕事の範囲ですよ、わかりますか。事実問題を取り扱う心得ですよ。一定の基準なんですよ。しかし、それだからといって、私は管理権ということばを使うのですが、これにかわるべき適当なことがあつたと思うのですが、それはどちらでもいいというふうには私はやりたくありません。あなたの方に聞いておるわけですよ。私はほんとうは管理権だと思つてゐるんだ。しかし、それがいろいろな事情でお困りならば、これにかわる何か適当なことがあつたはずじゃないか。というのは、所有権は、有放内のもので有放のもので、これは基準を引き上げようとして、有放内のもので守しようとして、有放内のもので有放の所有権に属するでしょう。公社のほうのものは公社の所有権に言うまでもなく属しているでしょう。しかし、接続をした瞬間に、だれか責任を持つて通話ができるような一切の責任

を持つ者が出てこなければならぬ。これは、たとえばこの建物はあるいは大蔵省のものであつたと仮定する、その管理をする者がおるわけですよ。大蔵省のもので貸してやる場合もあるし、単に管理だけを頼んである場合があるのです。そういう場合は、そうしたような一つの管理というものが成り立つのですよ。管理する一つの範囲があるわけですね。所有権じゃないですよ。所有権と離れた管理権というものが出てくるわけですね。読んでごらん下さい、法律を。だから、そういう意味の一つの責任体制を持つて、いわゆる私の考え方は、たとえば有放の交換機までは、もっと具体的に言うならば、交換機までのいろいろな責任は公社にあるんだという意味をおっしゃるかもしやない。その範囲内においては管理権があるということも言ひ得ると思ふ。けれども、そこから先の、いわゆる接続して通話をする状態というもの、単なる事実上の個々の扱いだけでは済まされるものですか。ここは大事な点だと思ふのですが、もう少し何とか言ひようがありませんか。全然つないもの、つないだものの性格というものは、有放の交換機までじゃなく、これは交換機までであるということ、これは法文で読めばわかるけれども、その交換機までは管理権があることも、義務もあることはつきり言うと同時に、それ以上の有放内の接続の状態において、通話をする状態においては、管理権があるのですよ。この辺は少し事を分けてお考えになれば私はわ

かと思ふのです。何もとらわれる必要はないと思ふのですが、どうでしょう。

○淺野政府委員 私から申しわけありませんが、先生のおっしゃいました点は、私どももいたしまして、十分に心配いたしました次第であります。

それで、おっしゃいますような、というよりも、普通に管理権という面からまいりますと、そういった点は、やはり交換台までというふうになります。ただ、おっしゃいますように、通話が円滑に行なわれるために、もう一つそこに何か責任体制と申しますか、権利と申しますか、そういったものがどういう名前であるか、こういうふうな点になると思ひますが、その点につきましては、私どもとしまして、どう申し上げたいか、その点からいいますと、先ほど申し上げておりましたように、また總裁から申し上げましたように、とにかく交換手、交換に關しましては必要な助言、訓練等もいたしますし、それから保存の内容につきましても、こちら側でやりつくるわけでありませう。技術基準もつくるわけでありませう。その点におきましてまた解除もできるわけでありませう。こういった面から御趣旨の点は十分に生かしていただける、かように考えております。

○上林山委員 堂々めぐりをしているんだ。管理権だといへば、お答えにくい点があると巷間伝えられておりますが、あなた方はよくはそういうこととは言われない。言われないが、諸君は、われわれの同僚の一、二の者にはそういうことを漏らしておる。一体管理権と申すことができないというのとはどういふことか。それから管理権というの

はあるのかないのか。こういうものであつたならば管理権だと言つてもいいと思ひます、その意味ではございませう。このことは言えないのか。たとえば有放の交換台までは、これはつきり言えるはずだ。これは当然管理権はあるのだ。あなたも法律を学んでるでしょう。何もこの法律ができたからという意味じゃないですよ。有放の交換機までの間は当然にあると思ふのです。だが当然でないところに疑問点が残るから私は聞いておるんです。そこから先の問題を聞いておるんだ。そこから先は、いわゆる接続しない場合は全部個々独立のもので、接続した瞬間に、あるいはその接続を通じて通話しておる状態は、これは一切の責任が公社にあるでしょう。なくてもあるようにみんなが思ふのだし、免責事項はあつても、これにも半ば義務規定までつけてあるんだから、やはりそこは義務があるんですよ。その義務を、いわゆる財産権を伴わない管理権という意味においてそういうことが言へませう。それから公社はそういう責任は持てないのですか。持つと何か差しかえがありますか。悪いときには、これはあなたのところが悪いのだから修繕をしない、有放内でやりなさい、こちらのものはわれわれがやりませう、こういうふうには話し合えるという程度のものじゃないですよ。話し合ひではつておけるようなものじゃないですよ。法律のない場合は、それは単に仲よく話し合つてやればいいといふことになりませうけれども、法律をつくる以上は、そんな安価な考えではないのです。そこが不明確であるから、有放のものが一応接続してから後

に悪くても苦情は公社にくるんですよ。だから、そうしたものを、あなたとところが悪いのだからひとつ早く直してくれと言う。単なる話し合いじゃないよ。それならば公社を通じて聞かない場合はどうなるか。最初接続する前には規格も上げますよ。上げるけれども、それが悪くなった場合は、この苦情は一体だれが責任を負うのですか。これは有放内のメンバーに加わっておる人の有放が悪いと言えはわかるかもしれないが、加わっていない公社線を通じて有放に話しておる人はどうですか。そんなことがわかりますか。これはどこが悪いので、公社の有放の交換台までの故障はないのですが、それから先は故障があるものですが、どうも申しわけありませんで、一般大衆に対して済みません。公社線を使っておる人たちから見た場合に、加入電話の立場から見た場合にどうですか。私はそれはできぬと思います。だから、あまりこたわりなさんな。それは管理権という言葉はどうかかわりませんが、指導並びに義務、そうしたようなものがあります。これを管理権というならば管理権と言いついては、何となくうらやましいとは思いますが、何となく困ることはないです。そういうことをあなた方がおっしゃらなければ、私はいつまでも質問しますよ。だから、そういう意味において、これは私は、あなたにゆとりを持って言いやすうに申し上げておるつもりですが、あるのかないのか、あるいはそれに類似したものもないのか、何かもつとつきり言ってください。

きまして管理権というものはございせん。あくまで交換台までであります。それから先は有放の管理権というものがあるわけであります。ただ、それでは公衆通信上心配な点があるのじゃないか、そういう点から、先ほど来申し上げておりますように、必要な助言とか指導とか技術基準に適應するようには保存する、また公社が定める準則に従って行なわなければならない、それからそれに合わない場合には解除する、こういうふうになっておりますので、御了承を願いたいと思ひます。

○上林山委員 いま提案されているこの法律案によれば、言うまでもなく有放の交換台までは公社に管理権があるのです。有放自体は有放に管理権があるので、それは、場合によっては、よくは、それでは実態に合わないから、また、この法文のほかの条文と関連して合わぬから、同僚諸君の御了解を得て修正してもいいという考えを持っておるから申し上げておるんです。その意味で、いわゆる有放内の管理権というものも、指導あるいは監督、指導監督ですか、そうしたようなものとどまらないで、非常に悪い場合は、これは公社も加入者もみんな困るわけですから、こういう場合は、その接続するという事態において、公衆通信をやるという事態において、これを確保するにはあまりにやり方がこの法文では微弱であるから、そういう点をいわゆる管理権があると見てもいいんじゃないか、これを聞いておるんです。その意味でも困るというなら、困る理由を教えてください。何も困りませんよ。財産権までどうしようと言ふんじゃないんだから。あるいは、悪ければ

ば停止しますよ、通話したいならば、加入電話の方々も困るから、これは当然やめますよ、つなぐならば、ひとつしかりしたものを早く何日ぐらいまでに仕上げてくださうという、これは単なる相談ごとじゃないですよ。それじゃ公衆通信のいわゆる確保はできないのですよ。だから、そういう意味で言っているんです。どうなんですか。――大臣どうですか。いままでの質疑応答を通じて、その後も大臣、非常に勉強されたそうですから、この問題について事務局と長く打ち合わせをされたので、それでどうですか。これをふたつ以上は、これは通信というものを確保できる状態であればならぬわけですね。この法案でも、ある程度はそれは確保できるようにしているんですが、足りない点があるんですよ。この足りない点を具体的にどうするか。それはいわゆる管理権の延長という意味に見られないのかどうかというのを私は聞いておるんです。それによつて、場合によつてはこれを修正しようと言っているんですよ。そういう意味で言っているんです。決して私は準備を間違えてあなた方に聞いているんじゃないのだから。

○森本委員 ちょっと……。ばくは野党で、別に議事の進行に協力するわけじゃないけれども、これは政府側も悪いと思うのです。上林山さんの意見は上林山さんの意見としていいわけなんだから、政府の見解は政府の見解として、はっきりして、修正するならば修正するということを上林山さんのほうがお出しになるならそれは議員としてけっこうでありますから、だからこの問題については、有放の交換機までの線については、これはむしろ管理権が公社にあるわけですよ。それから、そこから先の問題については、これはつないだところで郵政省なり電電公社というものは助言指導するほかにわけです、現行の法律においては。だから、現行法律においてはそれのくらのことしかできませんと、こういう答弁をはっきりすれば、それではいかぬから私はこういう修正意見を持っておるんだ、こうなるわけであります。上林山さんの御意見は、それをあなたのほうか、管理権があるのか、さっぱりわからぬようなことを答弁しておるから、堂々めぐりをしてひとつも先へ進まぬのだ。だから、交換機までははっきりと管理権はある、そこから先の財産権の管理権は公社にはない、しかし、この法律に基づいては、助言指導するところのいわゆる権限というものは公社にある、それだけしかできません。それではいかぬのだということを上林山さんは盛んに言っておられるわけだ。だから、政府の答弁も、法律に基づく答弁は法律に基づく答弁として遠慮なしに答弁をしていかぬと、ひっかけてしまつて先に進みませんよ。ちよつと忠告をしておきます。

○浅野政府委員 ただいま森本先生の申しあげられた通りでございます、いままで申し上げておりました点が不明確になっておりましたといたしまして、これは申し上げておきましても、とにかく管理権といたしましては、このことばを使います限り、これは交換台まででございます。それから先につきましては、必要なる助言指導その他を行ない得るというだけになっております。

○上林山委員 幾らかはつきりしてきただうですけれども、私の言っているのは、あなた方、管理権ということばをあまり深く考え過ぎて有放の交換台までの管理権すら管理権があるという答弁をいままでしていないのですよ。やつときよになつてそれまでの管理権があるということをおっしゃつたわけですよ。そういうことすら言わなかつた。しかも私は、それでは通信の確保ができない。だから、私の言う管理権というのは、有放内の財産権を含んでいるのじゃない、それを含まない意味の管理権というものは存在し得るのです。それがいまのあなた方の指導助言なんだ。指導助言という程度では通信の確保はできないのだから、これは管理権があるものと認めていいのじゃないか。これが認められぬというならば、場合によつては修正その他の方法でまた考えていかなければならぬのだ、そうしないと通信の確保はできないのだが、こういうのが私の考え方なんです。どうもあまり管理権ということばにとらわれて、財産権を伴うものだという前提のもとにあなたが立っているから、結局あいまいな答弁になつてくるわけなんです。大臣、この点どうなんですか。打ち合せて大臣から答えてください、一ぺんぐらいいい。

○小沢国務大臣 公社と有放との接続の問題でございますけれども、公社といたしましては、交換台まで回線を持てます。それから、そこまでは公社が責任を持って保守、維持、いろいろなことをいたします。でございますから、管理権はございませう。それから先につきましては、公社とい

しましては十分に技術上のいろいろの指導をするとか、あるいは規格の検査をするとか、それから交換取り扱いについていろいろの訓練をするとかいうふうなことにしまして、十分な通話ができませんような注意をする、配意をすることができず。しかしながら、これは約款上の定めでありまして、これらは定めがありますからとしまして、有放内における部分に對しまして管理権があるというふうにはわれわれは考えておりません。

○上林山委員 森本君その他の方々も質問したいと言っておられるので、私はまだ不満な点があるのですけれども、これでやめますが、問題は、通信の確保をしていくということが前提にならなければいけないということですね。これがこのままでは不十分だということをおっしゃっているのです。だから、今後そういうような方面ももっと具体的に考えていかなければならぬ。

最後に伺いますが、これは大臣の見解を聞きたいと思つて、五十四条の三の後段のところの「公社の予算の範囲内において、その申込みの全部を承諾しなければならぬ」ということは事務当局が答えた通りでよろしいですか。これは単なる訓示規定である、こういうふうな解釈していいかどうか、この点は大臣としてお答え願つておきたい。訓示規定なのかという点です。

○小沢国務大臣 これは「予算の範囲内において、その申込みの全部を承諾しなければならぬ」ということは、私は義務規定だと存じます。

○上林山委員 義務規定だということになれば、私の意見が正しいということ

になるのですよ。私はそういう感覚で質問しておるのです。ところが、あなたの事務当局は、それは義務規定ではない、どちらかという訓示的なものであるというふうなニュアンスの答弁をしておられるから、私はまあ一歩下がったわけですねけれども、ほんとうは私の解釈はあなたと同じに、これは義務規定と解すべきだ、免責事項はあとにいろいろ書いてあります。こういう場合はせぬでもないとか、予算の範囲内とかいうまぐらことはあるのですけれども、本体の流れている思想は義務規定ではないかというのが多くの説なのです。それを事務当局があまりに答えておったから、私はビリビリを打つたために、あなたにいま最後にお聞きしたわけです。それは私は義務規定だと思ふのだが、あなたも義務規定だと言われたが、これでいいのです。

○小沢国務大臣 ここに書いてありますとおり、義務規定と私は存じます。

○上林山委員 これは義務規定であれば、私はまた席をあらためて聞きます。私は義務規定だという前提に立つて、いままでの質問をしてきたわけですね。義務規定であるということがあなたと意見が一致した。そこにおいて事務当局との答弁の間にニュアンスも違ふし答弁も違ふ。だから、私は、この問題だけを、またほかの野党の諸君の質問が済んだあとでやります。それはなぜかという、私はこれは義務規定であるから、接続という事実によつて、有放内においても、財産権を除いたある程度の管理権というものが成立しなければ、いわゆる通話の確保ということではできないのではないか、こ

いうことを言っておるのです。

○淺野政府委員 先般私のお答え申し上げましたのは、若干お聞き取りに上がったように感じられまして、申しわけないと思ひますが、先ほど申し上げました義務規定ということは使つておりませんが、「しなければならぬ」というのは、その意味につきまして御答弁申し上げた次第であります。ただ「公社の予算の範囲内」という「範囲内」という説明をいたしましただけではありまして、この五十四条の三そのものは、やはり義務規定という意味で御答弁申し上げましたので、先ほどは御説明がまずい点があったといたしまして、これはお許しをいただきたいと思ひます。

○上林山委員 義務規定でないような答弁をあなたがしたから、それならばこういうふうな書きかえたらどうだと、私がさっき言ったでしょう。公社の予算の範囲内において、その申し込みの全部を承諾してもよろしい、あなたが説明したとおりであったならば、そういうふうな書き直す方が符節が合うのですよというところまで私は言つておきますよ。速記録を読んでごらんください。それはいわゆる訓示規定なんだ、そういう書き方なら訓示規定なんだけれども、こういう書き方は義務規定ではないかと私は言つておるので、その前提に立つて、管理権の問題まで波及して質問をしていかなければならぬことにもなってくるわけなんです。その辺がどうもぼくは、この前の答弁と今度も違ふし、同時に、それは研究した結果だからいいけれども、きょうの答弁だつて、最初の答弁とあとの答弁と食い違ふのは、これは實際

私はもう少し統一された見解というのが、法律を出す以上は、大臣と事務当局の間になければならぬと思う。あるいは事務当局もまた、先に言う意見とあとから言う意見とがちぐはぐになるような印象を与える答弁じゃ、これは私は困るのですよ。私も、その場さへ切り抜けられたいという考え方は反対なんだから……。永久に残る法律ですよ。これを使うのはわれわれじゃないのです、国民大衆ですからね。わかりやすい法律をつくり、そして活用できる法律をつくっていかねばならぬのですよ。そういう意味で申し上げておるのです。だから、あなたがさっき言ったようなものであるならば、申し込みの全部を承諾してもよいというふうに変えたほうがいいのじゃないですか、管理権が接続という事実によつても何ら変更がないものとするならば、どうなんです。

○淺野政府委員 実は先ほど申し上げましたときにも同じことを申し上げておりますが、これは契約締結の申し込みを受けましたならば、その全部を承諾しなければならぬ。ただ、そこに「公社の予算の範囲内」というのがありまして、これは一挙にはできませんので、逐年予算の範囲内において全部やうてまいります。これが一つ。ただ、その場合に、先般申し上げましたが、三項におきまして、そうはいってもひどいのは困ります、だからそれは断わることができず、こういうふうになつておりました、たまたまとして、それはやはり当然含んでおります。これは第三項の条文の「申込みを承諾しないことができる」ということは、そういう意味の裏づけになるものと考え

ております。

○上林山委員 あなたの答弁じゃ満足しないし、大臣の答弁もどうかと思うのです。私も業を煮やしましたよ。いまの答弁の仕方は、私の言う意味の内容に触れていませんよ。

それなら具体的に聞きますが、「予算の範囲内において」という、これはばくはまぐらことばと解釈しておるのだが、実質的にそれならば「予算の範囲内において」というのはどう判断するのです。だれが判断するのです。

「予算の範囲内において」とこの判断はだれがやるか。そしてどの程度のことを言うのか。「予算の範囲内において」ということは、まぐらことばではなくて、実質的にこれを実行していかねばならぬとするならば、どの程度のことを言うのか。

○淺野政府委員 毎年の予算を国会で御審議をいただきまして、それによつて公社がやることになります。

○上林山委員 予算の範囲内において公社がやるのだが、その予算の範囲内においてということを書きめるのはだれかと申しておる。そのいわゆるスタンダードを書きめるのはだれか。

○淺野政府委員 予算を書きめるときには国会でおきめいただきますが、その前の案は政府でできます。

○上林山委員 これは事務的にはそうだが、その判断ですよ。これは實際実行する人がいなければならぬわけだから、予算の範囲内においてこれをやり、三十九年度はどれだけ組む予定だ、あるいは三十九年度は組めるが四十年度は組めないかもしれないということあり得るのかどうか。

○義野政府委員 三十八年度、九年度等につきましては、公社のほうにおきましていま考えておりますので、その点公社から御説明いたさせます。

〔大臣々々と呼ぶ者あり〕

○小沢国務大臣 この法律が通りますれば、公社で案をきめまして、郵政省でそれを見まして国会に提出して御審議を願うということでございます。

○上林山委員 予算の提出のしかたとか、審議の方法は、私も子供じやないからそんなことは知っていますよ。私の言っているのは、その判断です。

「予算の範囲内において」という判断はだれが一体できるのか。それから、同時に、それならば予算があるじやないか、この範囲内で承諾しなければならぬという義務規定だから、なぜ断わるのだ、企画も合っているじやないか、こう言われた場合にはどうなるのですか。予算がありませんから……。

予算はあるじやないか。予算のあるなしの判断ですよ。これが問題なんです。だから僕は、これは単なるまくらことばに終わりはしないか、こう言っているのです。

○大橋説明員 少しよけいな差し出口かもしれませんが、いささか補足して申し上げますと、結局公社が判断をするということになると思います。

○上林山委員 これが義務規定だという大臣の答弁だから、義務規定だということになる、「予算の範囲内において」ということが非常に大事になってくるのです。ただことばの解説を私は求めているのじやないのですよ。そこが行政的にも実行面においても非常に大事な点であるから申し上げておるわけです。時間の関係もあるし、これ

から三十分やそこら続けてみても、私が満足するような答弁はとうてい得られそうにありませんので、私としてはのれんに腕押しのような気がするもので、この辺でこの問題についてはやめることにいたしますが、ここで郵政大臣並びに公社の幹部の方々に申し上げたいことは、何といっても大事なことは、公衆通信が接続によって確保できるかできないか、これを成果あらしめるためにはどうすればいいか、この法律だけではだめなんだ、あるいはこの法律をしっかりと解釈してこれを運用に移していかなければ、目的の半分も達しないことになりますよ。さらには、苦情が起る。有放と公社との対立あるいは苦情、いろいろなものができて将来の解決に困りますよ。この辺はひとつしっかりとお考え置き願いたい。こういう希望を申し上げまして、これでやめましょう。

午後零時二十四分散会

○本名委員長 次会は明七日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

昭和三十八年六月十一日印刷

昭和三十八年六月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局